

(参考) 公立大学法人三重県立看護大学の
第一期中期目標期間終了時における検討について

平成 26 年 6 月 12 日の第二回三重県公立大学法人評価委員会において、第一期中期目標期間終了時における検討内容について、ご審議いただいた。その結果をふまえて所要の措置を講ずるものである。

1. 趣旨

地方独立行政法人法第 31 条にもとづき、中期目標期間の終了時において、設立団体の長は

- 法人の業務を継続させる必要性
- 法人の組織のあり方
- 組織及び業務の全般

にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。

また、同条第 2 項に、検討にあたっては評価委員会の意見を聴くことが規定されている。

2. 第一期中期目標期間における組織及び業務全般にわたる検討

三重県公立大学法人評価委員会においては、これまで実施してきた「年度評価」だけではなく、平成 26 年 1 月に第一期中期目標期間 6 年のうちの 4 カ年(平成 21 年度～24 年度)における中期計画の進捗状況を調査・分析した「中間総括」を行い、次期中期目標期間へ効果的に接続するにあたって、念頭におくべき成果や課題を総括した。

中期目標期間の終了時については、この中間総括に加え、平成 25 年度に法人が受審した学校教育法による評価(以下「認証評価」という)の提言等も踏まえたうえで、法人組織のあり方や講ずべき措置を検討した。

(1) 三重県公立大学法人評価委員会による評価

中間総括においては、独自性の高い取組による数多くの成果が見られ、法人は中期計画達成に向け、法人の業務の進捗状況はおおむね順調であるという評価を得ている。個別の成果として、

「教育・研究」の分野

- ・就職支援体制の充実による県内就職率の向上
- ・科学研究費補助金の教員申請率 100%の達成

- ・附属博物館の開館

「地域貢献」の分野

- ・認定看護師の教育課程開設
- ・「三重の看護師」の編さん
- ・多くの地域住民の参加を得ている公開講座の開催

などがある。

一方で、改善すべき項目として、次の項目が挙げられている。

《主な改善すべき項目》

- ・修士学位取得者数
- ・法人固有職員の採用
- ・適正で透明性の高い業務運営（内部監査の充実）

(2) 認証評価機関による評価

学校教育法第109条第2項に基づき、教育研究等の状況について評価を受け、大学基準に適合しているとして、平成26年4月1日付で平成32年度までの認証を得ている。その評価結果のなかで、長所として

- ・「教員相互による授業点検評価」結果を組織的に授業改善へ展開していること
- ・大学をあげて地域貢献事業やボランティア活動を推進し、県民の健康増進に寄与していること

が挙げられている。

一方で、いくつかの改善すべき点（努力課題）について提言を受けた。

《主な改善すべき項目》

- ・研究科の在籍学生比率が低い
- ・個人研究費に関する支給規程がない
- ・図書館に専門的な知識を有する専任教員が配置されていない
- ・自己点検評価委員会について、企画運営会議等の法人組織との関係及び権限が規程上明確にされていない。

3. 第一期中期目標期間総括と検討結果

(1) 業務を継続する必要性について

上記のとおり、評価委員会の中間総括において、中期目標・計画の達成が見込まれ、業務の進捗状況は順調であると評価されていること、また、県内就職率の向上や地域貢献事業に積極的に取り組み、県立大学としての役割を着実に果たしていると評価されていることなどから、適切な運営が行われていると考え、引き続き法人が業務を継続することは妥当と考えている。なお、認証評価機関による評価において、大学基準に適合していると認証されていることも考慮している。

(2) 組織及び業務全般にかかる課題等について

組織及び業務全般にかかる課題等については、上記、評価委員会及び認証評価機関から提言を受けた「改善すべき項目」に関して、所要の取組を進め、法人経営の一層の改善及び充実を求める。

4. 第二期中期目標及び第二期中期計画について

第二期中期目標及び第二期中期計画について、それぞれ平成26年10月27日の第5回評価委員会及び平成26年12月18日の第6回評価委員会において、上記「3. 第一期中期目標期間総括と検討結果」等をふまえてお認めいただいた。これらの実現に努められるよう要請する。